

1. 公認心理師の職責等

ブループリント大項目の①②③

問題 No	解答 No	科目	項目	正解	5894 人 再現正答率
3	3	公認心理師 の職責	関係者等との連携等	3	93.1
30	30		秘密保持義務	2	87.6
46	46		スーパービジョン	2	55.3
47	47		秘密保持義務	2	90.9
78	78		地域連携	5	55.5
107	107		多重関係	2	95.5
108	108		公認心理師法	5	98.3

N03 公認心理師の連携義務 全体正答率 93.1%

精神科に通院中の摂食障害の中学生の女子へのスクールカウンセラーの心理的支援にあたってカウンセラーは、以下の誰の指示を受けるか。

栄養士、学校長、主治医、養護教諭、教育委員会。

【正解】 主治医

●コメント 公認心理師法 42条2項参照。

N030 公認心理師法に定める各種義務 全体正答率 87.6%

名称独占資格であること、秘密保持義務違反の刑罰は何か、信用失墜行為の禁止、秘密保持と正当理由、秘密保持義務違反と登録の取消

【正解】 秘密保持義務違反の刑罰は「懲役」であり「禁錮」ではない。

●コメント 公認心理師の3大義務違反で、刑罰があるのは秘密保持義務違反のみであり、その刑は「懲役」と重い（但し親告罪）。公認心理師法 41 条、46 条参照。

N046 公認心理師のスーパービジョン 全体正答率 55.3%

公認心理師であるスーパーバイザーのスーパーバイジーへの対応

スーパーバイジーの個人的問題に対する心理療法、ライブ・スーパービジョンとは？並行プロセスとは？1 回のみでの指導でもスーパービジョンか？

【正解】 スーパーバイジーが抱える個人的な問題への心理療法による援助は、スーパービジョンとして不適切。

- コメント スーパービジョンではなく、教育分析と呼ばれる。現認者講習テキスト p.37 参照。

N047 公認心理師の秘密保持義務 全体正答率 90.9%

クライアントの秘密の取り扱いに関する事例を下に、不適切な取り扱いをしている事例を選択する問題。教育分野でクライアントたる児童の同意なく担任に報告できるか、産業分野で、クライアントの同意なく上司に報告できるか、医療分野でクライアントの同意なく利用できるか、司法分野で犯罪被害者から聞いた犯人の情報を同意なく警察に報告できるかといった事例が並んでいた。

【正解】 医療分野で全職種が守秘義務を有していても、利用するためには本人の同意を得る必要がある。

- コメント 医療分野においては確かにチーム内守秘義務が存在するが、クライアントと心理師との間の個別の守秘義務はそれと別に存在する。

N078 公認心理師の地域連携はどうあるべきか

全体正答率 55.5% (但し肢の解釈によっては 43.6%)

公認心理師の地域連携はどうあるべきか、という問題。

自身の分野の専門性の向上を前提とするか、医師との関係（連携と被指示の関係）、業務を通じた連携など紛らわしい選択肢が並んでいた。

【正解】 業務を通じた連携を基本として、業務関連の研究会・勉強会などを通じて複数の分野の専門家と連携すべきである。

- コメント 紛らわしい選択肢が多いが、自身の分野の専門性の向上は前提であるが、地域連携のあり方に限ったものではなく、地域連携においては自身の分野以外の知識をつける必要もあると考えられている（現認者講習テキスト p.6、p.9 など）。研究会・勉強会などを通じた連携については、現認者講習テキストでもその必要性が述べられている（p.9、p.13 など）。

N0107 多重関係 心理職の行動として不適切なもの 全体正答率 95.5%

クライアントからの贈り物を断る、クライアントに人間的な魅力を感じてもいいのか、クライアントとデートしないこと、部下の家族のカウンセリングすること、自分の担当する生徒のカウンセリングを断って他の専門家を紹介するのはどうか、などの選択肢が並んでいた。

【正解】 部下の家族のカウンセリングをすることは、心理職として不適切である。

- コメント 部下の家族のカウンセリングをすることによって、部下との関係に不利益が生じる危険性がある。

N0108 公認心理師法に規定されていないもの 全体正答率 98.3%

要心理支援者に対して公認心理師が行う行為として、公認心理師法に規定されていないものを選択する問題。

観察、指導、助言、診断、教育から選択

【正解】 診断

●コメント 「診断」以外は、公認心理師法第2条第1号～第4号に規定されている。